

# 平成28年12月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成28年12月19日（月） 午後2時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、脇山亜子教育長職務代理者  
玉邑恵子委員、草柳栄子委員、滝本朝光委員  
岩倉みどり教育課長、大竹生涯学習係長  
奥村学校教育指導員  
書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

## 議事

### 1 開会

教育長より、開会あいさつ

### 2 教育長の報告

#### (1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

#### (2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

### 3 協議事項

- (1) 真鶴町小中学校入学祝金支給要綱の制定について

課 長

資料1「真鶴町小中学校入学祝金支給要綱」をご覧ください。子育て環境の整備充実を図る一つの施策として、入学祝金制度を創設し、小・中学校入学時における、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。祝い金を支給するにあたり、新たに支給要綱を制定するものです。

支給要綱の内容について説明させていただきます。

第1条は、祝金を支給する目的を規定したもので、児童及び生徒が小学校、中学校及び特別支援学校に入学する際に小中学校入学祝金を支給することで、入学時における保護者の経済的負担の軽減、子育てへの支援及び児童及び生徒の健全な育成に資することを目的としています。

第2条は、支給対象者を定めたもので、「入学祝金の支給を受けることのできる者は、当該年度の4月1日現在において、真鶴町に住所を有し、小中学校等に1年生として入学する児童又は生徒を養育している保護者とする。」と、規定しています。

第2項は、転入者について規定したもので、4月2日から学校の入学式の前日までに転入し、小中学校等の1年生として入学する児童又は生徒を養育している保護者である場合は、支給対象者とみなすものです。

第3条は、入学祝金の額を規定したもので、児童又は生徒1人につき3万円を支給いたします。

第4条は、支給に際しての申請規定で、入学祝金を受けようとする支給対象者は、小・中学校入学祝金支給申請書を、真鶴町教育委員会に提出していただきます。

第5条は、支給の決定です。教育委員会で申請書を受理したときは、申請者が住民基本台帳に記録されていることを調査したうえ、支給の要否を決定し、小・中学校入学祝金支給決定通知書または却下通知書により申請者に通知いたします。

第6条は、支給方法の規定で、「入学祝金の支給は、指定された口座に振り込みの方法で支給する。」と規定しています。こちらは、祝金が正確かつ確実に保護者に支給出来る方法として、口座振り込みの方法を選択いたしました。

この支給要綱の施行は、平成29年4月1日からです。

なお、2枚目が申請書、3枚目は決定または却下通知書の様式となっております。

支給要綱の内容は以上となります。ご審議の程よろしく願います。

教 育 長

初めての取り組みになりますので、慎重に協議を進めてまいりたいと思います。只今の説明について、ご意見ご質問がありましたら願います。

委 員

保護者に配る際には、もう少し分かりやすい手引きや記入例があるのでしょうか。申請者は保護者なのかなどが分かりやすい見本があれば親切だと思いま

す。また、経済的な救済という性質を考えると、いつごろ振り込まれるかが大事なので大体でも記載できればと思いました。

教 育 長            分かりやすい制度の説明や申請書の記入見本の作成、振り込みの時期の記載があればという事ですが、いかがでしょうか。

課            長            こちらは学校の入学説明会で説明を行う予定です。その際にはもう少し詳しい記載のあるものと、記入例のようなものを資料として配付しようと考えています。対象者の確認等もありますので、保護者への支給は4月の中旬から下旬に行いたいと思います。

教 育 長            1、2月に行われる保護者説明会にて、資料を作成し説明を行います。支給については4月中旬から下旬という事でよろしいでしょうか。

委            員            申請書1号様式の子どもの名前を書く場所ですが、生徒と児童の間に点を打った方が見やすいかと思います。

委            員            支給を却下の場合はどのような例が考えられるのでしょうか。

事 務 局            住民基本台帳に登録がない場合は支給の対象外となります。

委            員            4月1日に住民基本台帳に登録があるが、次の日に転出し、別の学校に通っても支給されるということですね。

事 務 局            基準日は4月1日ですので、支給されます。

委            員            入学式当日に転入がある場合がまれにあります。その場合は入学式に参加しているが、前日までに転入していない人は支給できないということですね。

教 育 長            あえて入学式の前日までに期日を定めた理由はどのようなことでしょうか。

事 務 局            4月1日がまず基本的に学齢簿など学校の在学の基準日となります。しかし入学式の前日までは、4月1日と同じように捉え、支給するというのがこの規定になります。5日以降の入学した後の事は、入学式の時にいてもそれは新入学とは認めず、4月1日とそれに準じたものを対象にすると区切って考えています。委員のおっしゃる通り、入学式に出席していれば新入生と変わらないように思いますが、他市町村の要綱等も参考にし、このような形で規定いたしました。

教 育 長                   この部分は今からでも変更可能ですか。

事 務 局                   可能です。

教 育 長                   それではこの部分についてご意見いただきたいと思います。

委                   員                   何を祝うのかを考えると、小中学校へ入学することへのお祝いだと思います。入学してからの学用品などの費用であると考え、入学式に参加したかどうかは大切だと思います。保護者説明会以降に転入してくる事例になりますが、それ以降に関してはいつだれが対応するのでしょうか。この部分は教育委員会で行うと思います。その際に入学式に出ています。祝い金は出せませんよと説明をするのでしょうか。そのようなことを考えると、入学式に出席しているかどうかは、支給の対象となるか否かについて判断する際にはすごく大きいのではないかと思います。

課                   長                   転入される方は、事前に教育委員会にいらっしゃいますので、その際にこの制度についてご説明したいと思います。

教 育 長                   確かに当日に転入の手続きがくることはあります。そうすると、入学式に出ていることが基準になるという意見は理解できます。

委                   員                   入学式当日に転入手続きを行って、その日に入学式に出席という事は可能ですか。

事 務 局                   入学の通知書は転入があつてからお渡しするものになりますので、5日に転入して5日に通知をお渡しすることはできますが、現実的に考えると入学式に出席するのは難しいと思います。

教 育 長                   要綱自体は今日決定しなければ事務手続きが滞るのですか。委員のご意見は共感できますが、手続きの上で適正かを事務局で確認していただきたいと思います。入学祝い金ならば、入学式に出ているのであればよいのではないかという意識を持つ保護者がいることは考えられます。

事 務 局                   単純に時間的な問題のみになると思います。当日に手続きしても、午後や時間によっては入学式に出席できないことも考えられますので、入学式に出席することと期限を当日に手続きを行う事は必ずしも一致はしません。入学式の当日に転入したけれども入学式に出席していない場合も認めるのであれば問題ない

と思います。

委員 レアケースですが、入学式の当日になるケースはあるので認めてあげたいと思います。

委員 入学式当日も認める方が良いと思います。

委員 入学する子どもを町でお祝いすることが趣旨なので、当日であっても支給して良いと思います。

委員 私も当日まで支給対象としていいと思います。色々な事情があると思うので、できるだけ範囲を広くしておけばいいと思います。

教育長 事務局は当日までとしても問題ないですか。

事務局 無いです。

教育長 それでは第2条第2項の前日までを当日までに改めてよろしいか。

全委員 (全員了承)

教育長 それではこの形で支給を行います。施行日は4月1日となっていますが、前日までの準備に支障は出ませんか。

事務局 ありません。

教育長 分かりました。他にはございますか。

委員 住所は湯河原ですが、ひなづる幼稚園に通っていて、そのままなづる小学校へ区域外をしたいという子どもが出ることはありませんか。

課長 今のところはありません。

教育長 区域外就学をする子どもはこの制度の対象になりますか。

課長 該当にはなりません。

委員 住所が町にあれば、私立に通っていても対象になりますか。

課 長 になります。

教 育 長 要綱の各条についてご意見はありますか。それでは各様式についてもよろしいでしょうか。全体を通してご意見やご質問はありますか。それでは先ほど修正した形で制定を許可いただける方は挙手願います。

全 委 員 (全員挙手)

教 育 長 全員挙手です。

## (2) 神奈川県公立学校教職員人事異動方針について

課 長 資料2をお願いいたします。

神奈川県から人事異動方針が示されており、これをもって県では、人事異動をするということです。

来年4月1日に真鶴町教育委員会名で辞令を出しますので、ここを皆様にご了承いただいた中で、4月1日の辞令交付をさせていただくというところでございます。

神奈川県教育委員会では、「学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

1、適材を適所に配置すること。2、教職員の編成を刷新強化すること。  
3、全県の視野に立って、広く人事交流を行うこと。」ということを人事異動の方針としております。

裏面は、県費負担教職員等人事異動要綱です。

第1条は、趣旨についての規定となります。

第2条、人事異動の対象教職員について、この要綱の対象となる教職員は、4教育事務所管内の教職員及び横須賀市教育委員会が所管する教職員です。4教育事務所の中に県西教育事務所が含まれます。

第3条は、人事異動の時期で、「人事異動の時期は、採用、昇任及び配置換えについては、原則として4月1日、退職については、原則月末とする。」と、なっていますので、この要綱によりまして4月1日に人事異動が行われるということでございます。

この人事異動の方針に基づいて4月1日、町の教育委員会で辞令交付させていただければと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長           ただいまの議案についてご意見ありましたらお願いいたします。ないようですので、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づいて人事について執り行うという事によろしいという方は、挙手願います。

全 委 員           (全員挙手)

教 育 長           全員挙手です。

### (3) 平成 29 年成人式について

課 長           資料 3 をご覧ください。平成 29 年真鶴町成人式典開催要項です。  
平成 29 年 1 月 9 日、成人の日に、午前 10 時 30 分開式の予定で、町民センター 3 階講義室と講堂を会場として開催いたします。  
成人式典開催案内状は、12 月 8 日に、町内・町外住所者合わせて、68 名の方に送付いたしましたが、町外に住んでいらっしゃる方で、以前真鶴町に住んでいた方などからも、申し込みがあり、現在の該当者は 70 名です。そのような方も随時受け付ける予定です。  
式典につきましては、記載の通りの内容で行ってまいります。委員の皆様には、来賓として当日ご出席いただきたいと存じます。  
成人式に向けて、9 月広報で成人式実行委員を募集いたしましたところ、5 名の新成人が応募くださいました。当日までの間、実行委員会を開催し、アトラクションの内容などの打合せを行っております。  
また、小学校、中学校の恩師をお招きして旧交を温めたいという思いが新成人にありますので現在調整をしております。  
なお、酒類の持ち込みに関して、教育委員会としては、徹底して注意を促してまいります。  
以上のような形で成人式を進めていきたいと思っております。

教 育 長           提案に対して質問があれば伺います。ご意見ご要望はありましたらお願いします。事務局からも補足等よろしいですか。異議の無い方は挙手願います。

全 委 員           (全員挙手)

教 育 長           全員賛成です。

### (4) 真鶴町スポーツ推進委員候補者（追加）について

課 長           資料 4 をご覧ください。

